

令和元年度 神戸市奨学金 追加募集のご案内

令和2年度の神戸市奨学金追加募集を次のとおり実施します。

1. 応募資格 次の要件 1)～4) をすべて そなえている方に限ります。

(非課税世帯の場合は5の選考基準も満たしている必要があります)

要 件	備 考
1) 保護者が神戸市内に在住している方	住民登録が神戸市にあることを原則とします。
2) 高等学校、高等専門学校、 特別支援学校高等部に在学する方	高卒資格の取れない専修学校、各種学校は対象ではありません。
3) 他の制度の奨学金その他これに類する ものを受けていない方	神戸市奨学金を受ける方は、他の奨学金を同時に受けることは できません。授業料軽減制度との併給はできます。
4) 経済的に困窮しており就学が困難である方 (次の①～③のいずれかに当てはまる方)	
い ず れ か ① 生活保護世帯のうち高等学校等 就学費を受給できない方	基本的に生活保護世帯の方は神戸市奨学金に応募できません。 ただし、 <u>年齢等の要件で生活保護費の高等学校等就学費を受給 する資格がない方に限り応募することができます。</u> なお、留年などの一時的な理由で高等学校等就学費を受給でき ない方は応募できません。 ※生活保護費の高等学校等就学費との重複受給を避けるため、 保護の適用状況について神戸市保健福祉局へ照会することが ありますのでご了承ください。
② 児童養護施設に入所している方 又は 里親に養育されている方	児童養護施設は、所在地が神戸市内のものに限りします。
③ 令和2年度市民税非課税世帯 (均等割・所得割とも非課税)の方	雑損控除や繰越損失等の損失があるために非課税になって いる世帯の方は除きます。 ※配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除により差引納付額が 0円になっている場合は非課税ではありません。
5) 非課税世帯の場合の選考基準 令和2年度(令和元年份)市民税非課税世帯の 内、第1子の者であること。 (ただし、特別支援学校は適用外)	※第1子の者とは、「23 歳未満の扶養されている兄・姉がいない 世帯であり、自分より年長の第2子以降の高校生等がいない」世 帯の者です。

2. 応募方法及び受付期間

願書と証明書類は、在籍する学校が定める期限までに学校へ提出してください。

なお、各学校から神戸市教育委員会事務局への提出締切は 令和2年6月30日(火)必着です。

*期限を過ぎて提出された願書は受け付けませんのでご注意ください。

3. 奨学金の支給について

支給期間は正規の最短修学年限(3年制校の場合、最大36ヶ月)です。ただし、退学や休学、世帯の収入が
大きく増えた場合など、在学状況・世帯状況等に変更があれば、奨学金支給を終了又は停止します。

学校長を通じて、年額を一括で支給します。給与ですので、卒業後の返還は不要です。

奨学金の年額……公立学校生徒 7,200円

*支給開始月は、原則として、令和2年4月からです。

4. 資格継続審査

今回ご応募いただいた方については、世帯の所得状況が奨学生資格を満たしているかどうか、令和3年度以降、
毎年6月頃に在学学生を対象として継続確認審査を行います。